

# フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と  
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日 2018年6月1日  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員  
株式会社 ダイアナ

## フランチャイズ契約のご案内

<input type="checkbox"/> 会社名	株式会社 ダイアナ
<input type="checkbox"/> 本社所在地	〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷1-35-23
<input type="checkbox"/> 担当部署	営業本部 サロン経営支援部
<input type="checkbox"/> 電話	03-6865-8008
<input type="checkbox"/> FAX	03-3466-1183

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟しようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法(以下小振法という)及び中小小売商業振興法規則(以下施行規則という)並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について(以下フランチャイズガイドラインという)、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号  
TEL(03)5777-8701

この案内は、2018年6月1日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

## ダイアナへの加盟を希望される方へ

### ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は『常に誠実であり、より良い商品とサービスを提供し顧客中心に美と価値を創造して、社会に貢献する』という経営理念を基に、お客様を美しいプロポーションに導き、心も体も輝く女性を世の中に送り出すことをモットーにフランチャイズシステムを展開しております。

当社チェーンの店舗は、女性のチーフプロポーションカウンセラーがボディメイク機能を持つファンデーションとプロポーションづくりのためのオリジナル商品を使用し、ダイエットまで含めたコンサルティングと、徹底したアフターフォロー活動により、お客様のプロポーションづくりを行い、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。また、このプロポーションづくりの成果を表現する場として『ダイアナ年代別ゴールデン・プロポーションコンテスト』を毎年開催しております。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、当社チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定められたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から当社チェーンとは異なる独自の経営手法を重視され、当社チェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、当社チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社のチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、各々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが店舗の経営成功の鍵なのです。

店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の趣旨にご賛同いただける方は、次の頁へおすすめください。

目次			
項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び 規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
ダイアナへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社 ダイアナとフランチャイズシステムについて			
1. 我が社の経営理念とダイアナビジネス基本理念	5		
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・主要取引銀行・ 従業員数	6	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号	
3. 会社組織図	7		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の賃借対照表および損益計算書	8	規則第10条第4号	
6. 売上・店舗推移(直近3事業年度加盟店数の推移)	9	規則第10条第6号、第11条第6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を 開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に 係る加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に 係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に 係る加盟者の店舗数	9	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	9	規則第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	10		
2. 売上・収益予測についての説明	10		2-(2)-イ、2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いいただく時期 ④ お支払いいただく方法	10	法11条2号、規則第11条第2号ロ	2-(2)-ア③
4. オープンアカウント・売上金等の送金	11	規則第10条第13号	3-(1)-イ②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の 与信利率	11	規則第10条第14号・第15号	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売またはあつせんする商品の種類 ② 配送日・時間・回数に関する事項 ③ 発注方法 ④ 売買代金の決済方法 ⑤ 返品 ⑥ 在庫管理等 ⑦ 販売方法 ⑧ 商品の販売価格について ⑨ 許認可を要する商品の販売について	11	法11条2号、規則第11条第2号イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	12	法11条3号、規則第11条第3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	12	法11条4号、規則第11条第4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新条件および手続き ③ 契約解除の要件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算出方法等	13	法11条5号、規則第11条第5号イ～ニ	2-(2)-ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 金銭の額または算定方法	13	規則第10条第12号、第11条第7号イ	2-(2)-ア④

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び 規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	13	規則第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	14	規則第10条第9号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	14	規則第10条第10号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	14	規則第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	14	規則第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	14	規則第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	14		2-(2)-ア⑥
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明 確認書	16~17		

# 第 I 部 株式会社 ダイアナとフランチャイズシステムについて

## 1. 我が社の経営理念とダイアナビジネス基本理念

### 経営理念

常に誠実であり  
より良い商品とサービスを提供し  
顧客中心に美と価値を創造して  
社会に貢献する

### ダイアナビジネス基本理念

ダイアナビジネスを通じ  
美しくなることの喜びと夢をわかちあい  
心と心を結ぶ友情と信頼を育み  
たずさわるすべての仲間が美しく  
そして豊かでなければならない

当社は、創業以来『女性美の原点はプロポーションの美しさにある』という理念のもと、プロポーションづくりの総合コンサルティング企業として、トータルな女性美を追求し続けてまいりました。

私たちには、心身ともに光り輝く女性を多く誕生させてきたことで、成長してきたという誇りと自信があります。

『もっと美しく、もっと豊かに』と願わない女性はいないでしょう。

その夢をカタチにしていくために活動をしているのが、ダイアナです。

一人ひとりにふさわしい理想のプロポーションを実現することからはじめて、美しさの夢を叶える喜びをわかちあうことで、心までキラキラと輝く魅力的な女性を創り、健康的な美を追求していくことです。そのために、サロンというコミュニケーションスペースでのコンサルティング活動を通して、お客様が求めるトータルな美しさを創るお手伝いをしています。

単に『売る』のではなく、一人でも多くの女性に『美しさの夢』を叶えていただき、さらに『豊かさの夢』を叶えていただくために、最適なビジネスチャンスを提供しています。その喜びの体験を人から人へと伝えていくことで深い友情と信頼関係を築き、ともに豊かさを手にした喜びをわかちあうことが出来る素晴らしいビジネスです。

”一度しかない人生を輝いて生きようではありませんか“総ての女性が美しさと豊かさの夢を叶えられ、輝きに満ちた人生を歩まれることを願っています。

株式会社 ダイアナ

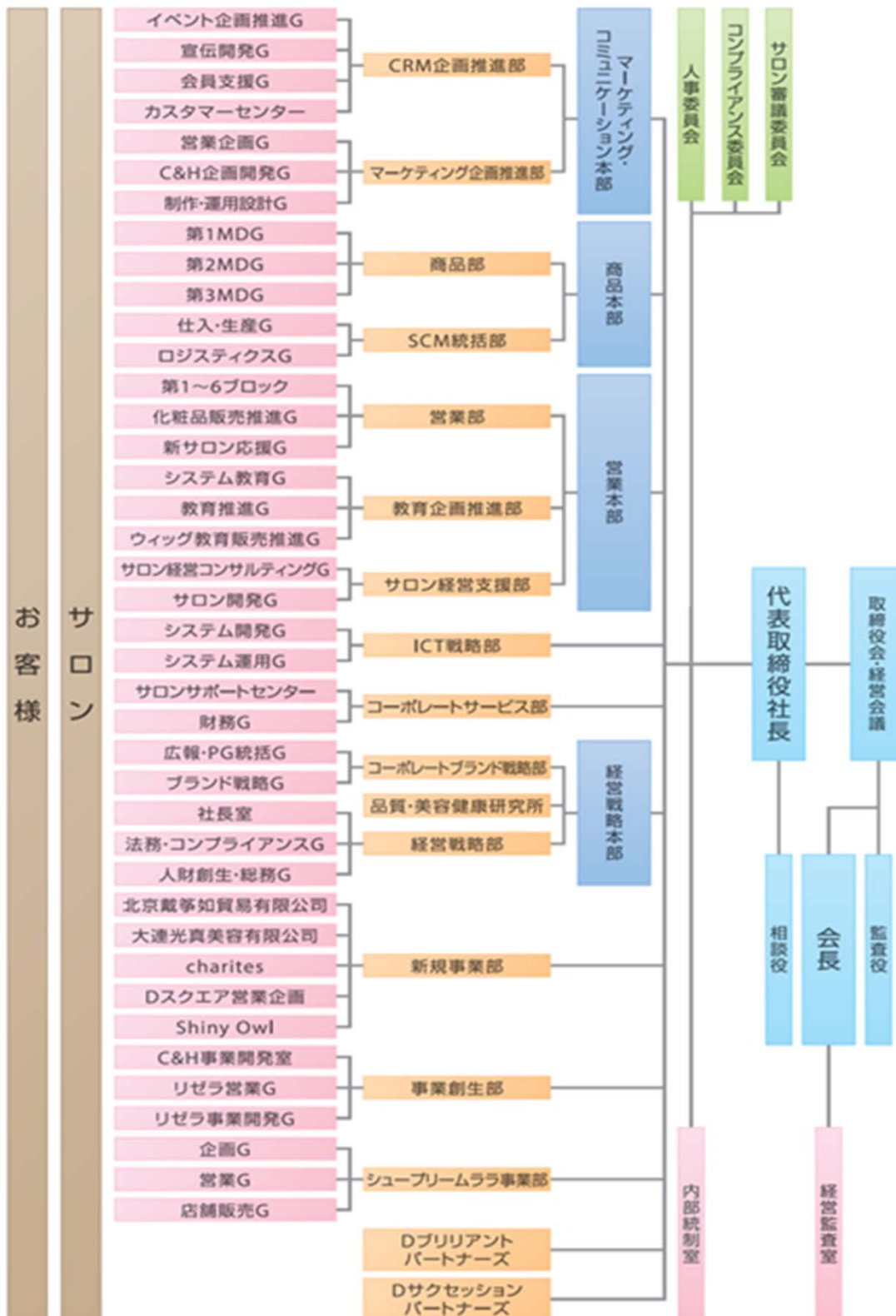
代表取締役社長 徳田 充孝

## 2. 本部の概要(平成29年9月30日現在)

商号	株式会社ダイアナ DIANA Co.,Ltd.
代表者	代表取締役社長 徳田 充孝
設立	1986年7月1日
資本金	5億円
事業内容	プロポーションメイキングの総合コンサルティング フランチャイズ事業
従業員数	約280名 (2017年9月末現在)
売上高	156億円 (2017年9月期実績)
本社所在地	〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷1-35-23 TEL.03-3466-1144(代) FAX.03-3466-1127
	カスタマーセンター(ご相談窓口) フリーコール 0120-22-8866
取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社商工組合中央金庫 株式会社横浜銀行
取引信販会社	株式会社ジャックス 株式会社オリエントコーポレーション
取引カード会社	株式会社ジェーシービー 三菱UFJニコス株式会社 シティカードジャパン株式会社 ライフカード株式会社
加盟団体	■ 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会(JFA) 正会員 ■ 財団法人 日本消費者協会(JCA) 賛助会員 / コンシューマーオフィサー連絡会会員(個人) ■ 公益社団法人 消費者関連専門家会議(ACAP) 正会員 ■ 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント協会(NACS) 懇話会員(団体) / 正会員(個人) ■ 東京商工会議所 法人会員

### 3. 会社組織図

株式会社ダイアナ 組織図



(2018年1月1日現在)



#### 4. 役員一覧(平成30年4月1日現在)

代表取締役社長	徳田 充孝
取締役会長	本間 正喜
取締役	熊谷 純子
取締役	原田 達也
監査役	波多江 孝文
監査役	那倉 義正

#### 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

(単位:百万円)

項目	2015/12	2016/09	2017/09
<b>貸借対照表</b>			
流動資産	3,222	3,357	2,574
固定資産	6,516	6,297	6,699
流動負債	2,061	1,835	1,868
固定負債	3,313	3,089	3,122
資本金	500	500	500
資本剰余金	1,889	1,889	1,889
利益剰余金	1,976	2,341	1,894
<b>損益計算書項目</b>			
売上高	15,639	15,475	15,584
営業利益	386	466	443
経常利益	375	460	399

## 6. 売上・店舗推移

### (1) 売上高推移

(単位:百万円)

2015/12	2016/09	2017/09
15,639	15,475	15,584

### (2) 店舗数推移

2015/12	2016/12	2017/12
712店	691店	683店

## 7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2015/12	13店
2016/12	12店
2017/12	20店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2015/12	42店
2016/12	33店
2017/12	28店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数  
及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2015/12	699店	0店
2016/12	679店	0店
2017/12	663店	0店

## 8. 訴訟件数

- ・直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの  
件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者 から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2013/12	なし	なし
2014/12	なし	なし
2015/12	なし	なし
2016/12	なし	なし
2017/12	なし	なし

## 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

### 1. 契約の名称等

ダイアナフランチャイズ契約書

### 2. 売上・収益予測についての説明

売上・収益予測はしていません。

### 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

#### ① 金銭の額または算定方法

- ・ 加盟金 216万円(162万円～226万円)
- ・ 保証金 100万円(0万円～100万円)

※ 出店モデルによって加盟金・保証金の金額が異なります。

#### ② 性質

##### ・ 加盟金

- i ノウハウの契約時における開示
- ii スターターキット(商品サンプル一式、体組成計、看板、電飾トルソー、各種ポスター、コンピュータ備品等、注文書、信販契約書一式、パンフレット等販促物一式、各種DVD)の貸与
- iii 商標、ロゴ、サービスマーク等の標章類の使用
- iv 開店時に必要な什器・備品等のリストの交付

##### ・ 保証金

本契約から発生する一切の債務の担保として預託するものです。預託期間は、本契約が終了した後6ヶ月が経過し、かつ本部に対する一切の債務を履行しその他本部が別に定める手続きを完了後返還するものとし、利息は付さない。

#### ③ お支払いいただく時期

- ・ 加盟金、保証金ともにフランチャイズ契約締結時にお支払いいただきます。  
\*出店モデルによって、出店後の販売手数料額に応じた額を3年間で分割返済。  
3年を経過した時点で残債がある場合は残額を一括払いとさせていただきます。  
\*分割返済中における契約終了の際は、その時点での残額を一括払いとさせていただきます。

#### ④ お支払いいただく方法

- ・ 本部が指定する銀行の口座に振り込んでお支払いいただきます。

#### 4. オープンアカウント、売上金等の送金

該当事項はございません。

#### 5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

該当事項はございません。

#### 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

##### ① 加盟者に販売またはあっせんする商品の種類

- ・ ボディメイク機能を持つファンデーション
- ・ サポートパンティストッキング
- ・ ボディケア化粧品
- ・ フェイスケア化粧品
- ・ バランス栄養補助食品
- ・ ボディデザインングフード
- ・ ウィッグ
- ・ 整水器
- ・ その他

##### ② 配送日・時間・回数に関する事項

- ・ 配送は原則1日1回。本部指定の運送会社より納品。

##### ③ 発注方法

- ・ 商品の注文はサロン用業務システムを使用して行います。

##### ④ 売買代金の決済方法

- ・ 商品の販売代金は所定の支払方法(信販・クレジットカード・コンビニ振込・デビットカード・郵便振込等)により顧客等から直接ダイアナに支払われます。

##### ⑤ 返品

- ・ クーリング・オフ規定に基づき、顧客等が申込書を受領した日より起算して30日を経過する日までの間に売買契約を解約する旨記載した書面を発した場合、その申し出を受け入れること。

##### ⑥ 在庫管理等

- ・ 基本的に顧客等からの注文後商品を発注し、本部からの納品後顧客等へ引き渡すため、在庫負担・管理は必要ありません。しかし、消耗品等の最低限の在庫は各店舗によって保持することが可能です。

##### ⑦ 販売方法

- ・ お客様お一人お一人の悩みをカウンセリングし、道具(商品)の必要性を説明の上、アフターフォローを通して理想のプロポーションを手に入れていただくことを提供。

##### ⑧ 商品の販売価格について

- ・ 加盟店内における販売商品の価格は、お客様への統一的なイメージを確保するため、同一商品の同一価格により販売を目的とし、本部が定めております。

##### ⑨ 許認可を要する商品の販売について

- ・ 整水器については、所轄の保健所に管理医療機器販売業の届出を行い認可を得て頂く必要があります。

## 7. 経営の指導に関する事項

### ① 加盟に際しての研修等実施の有無

- ・ 開店前及び後に各研修センター、本部において必要なトレーニング、研修(オープン面接を含む)を受けて頂く。交通費、宿泊及び食事代は加盟者の負担。  
また、開店後もより安定したサロン経営のため、本部において必要な研修を開催。

### ② 加盟に際し行われる研修の内容

- ・ ダイアナの理念からお客様お一人お一人に合わせた道具(商品)選び・コンサルティング・実技指導・サロン運営まで、サロン経営に必要なノウハウを身に付けていただく研修です。理論と実技研修を軸としてサロンオープンまでしっかりとフォローさせていただきます。

- i ダイアナフランチャイズ
- ii 商品機能知識・サロン運営方法、コンピュータ操作
- iii 実技トレーニング(OJT含む)
- iv その他サロン運営に必要なもの

### ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

- ・ 本部社員(フィールドカウンセラー)がサロンを訪問し、経営面の指導から販促イベントのお手伝いを含め、各研修センターで行う実技やトレーニング、四半期に一度全国(地区)で経営者ミーティングを開催し、サロンの継続支援を行っております。
- ・ 本部社員(経営コンサルティング部員)がサロンを訪問し、経営に関するコンサルティングを実施し、サロン経営面の継続支援を行っております。

## 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

### ① 当該使用させる商標、商号その他の表示



### ② 当該表示の使用についての条件

- ・ ダイアナサロンとしての活動目的以外に使用できない。また、契約において定められた店舗所在地以外に使用できない。また、広告・宣伝物に使用する場合は、個別の同意が必要となります。フランチャイズ契約が終了した時は、直ちにこれらの商標権の使用を中止し、衣類、車両、造作物等に表示されたすべての商標等を抹消しなければならない。

## 9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

### ① 契約期間

- ・ 契約締結の日から1年間とします。

### ② 契約の更新の条件および手続き

- ・ 当事者のいずれか一方より相手方に対し、書面による更新拒絶の申し入れがない場合、契約は更に同一期間更新され、その後これにならう。

### ③ 契約解除の要件および手続き

- ・ 本部または加盟者は契約期間中といえども3ヶ月前に書面による予告をすることにより契約を終了させることができる。
- ・ 当事者の一方が契約に定められた義務に違反した場合、他方は何らかの催告を要せずして契約を解除することができる。
- ・ 次の場合、当事者の一方は他方に対し催告を要しないで契約を解除することができる。
  - i 不渡手形を出し、その他支払を停止したとき。
  - ii 仮差押、仮処分、差押等の強制執行を受けたとき。
  - iii 破産、民事再生手続、会社整理、会社更生手続開始の申立があったとき。
  - iv 加盟者の営業の継続が不能と認められたとき、または連続して3ヶ月以上売上実績が上がらなかったとき。
  - v 加盟者が本部の承諾を得ることなく、連続して10日以上サロンを閉鎖し、または営業活動を停止したとき。
  - vi 加盟者が契約に基づく債務の支払を怠ったとき。
  - vii 加盟者が本部もしくはフランチャイズ、ダイアナ商品について名誉・信用を毀損する行為その他本部に対し背信、不信行為を行ったとき。

### ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ・ 損害が発生した場合は、一方は他方(違反者)に対し賠償請求することができる。
- ・ 当社の商標等の使用を直ちに中止し、看板等の表示物、マニュアル、サンプル等当社から貸与を受けた物品一切を本部へ返却。
- ・ 加盟店は、当社の事業と類似した事業を契約の終了の日から6ヶ月間行うことはできない。これに違反した場合は、この期間中の類似の他社製品の売上額を当社が被った損害額と推定し、加盟店はその責を負う。

## 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ・ お支払いいただく金銭の額または算定方法
  - i ロイヤルティ 徴収しない
  - ii チーフ会費 月額 10,000円(消費税込)
  - iii コンピューター式賃料 月額 18,514円(消費税込)
  - iv 専用ネットワーク使用料 月額 5,184円(消費税込)
- ※ 回線開通に別途費用が発生いたします。

## 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

- ・ 以下に定める基準に従いサロン運営する。
  - i 営業時間 : 6時間以上 / 日(9時から21時までの間)
  - ii 営業日数 : 5日以上 / 週

## 12. テリトリー権の有無

- ・ 特にテリトリー制は採用していません。

## 13. 競業禁止義務の有無

- ・ 当社商品販売のため、サロン活動ならびに運営に専念する義務を負う。
- ・ 同種または類似の他社製品を仕入販売したり、ダイアナ商品を他社製品と併せて販売しないこと。サロン内で他社製品または他の役務の提供を販売・勧誘しないこと。
- ・ ダイアナ以外のフランチャイズシステムまたは類似のシステムに加入し、または加入・勧誘活動をしないこと。
- ・ また、契約終了後6ヶ月の間、ダイアナと同種または類似の商品を扱う営業を差し控え、殊に、契約期間中のダイアナ商品を購入した顧客等に対し同種または類似の他社製品を販売してはならない。

## 14. 守秘義務の有無

- ・ 契約期間中ならびに契約終了後にダイアナが定めた部外秘密事項を秘匿すること。殊に、消費者の氏名、住所、体型データその他個人情報に他に漏洩しないこと。

## 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ・ 当社加盟店の店舗イメージ統一のため、店舗の構造、内外装(デザイン、カラー含む)、設備、器具、備品は標準店仕様内外装を参考にする。店舗工事代、備品等購入代金は、加盟者が負担する。店頭看板、プレートは当社が無償貸与し、維持、管理については加盟者の責任で行う。
  - i 立地は商業地にこだわらず、住宅地でも可
  - ii サロン坪数、最低10坪以上  
(物件はテナント、貸事務所、賃貸マンション、一戸建借家でも可)
  - iii フィットングルームの設置【採寸、試着室】
  - iv 店舗専用電話、FAX、TV、DVD、ホワイトボードの設置
  - v 本社が指定するコンピュータ及び周辺機器ならびに通信用回線等
  - vi 本社の定める出店基準を守っていただきます。

## 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

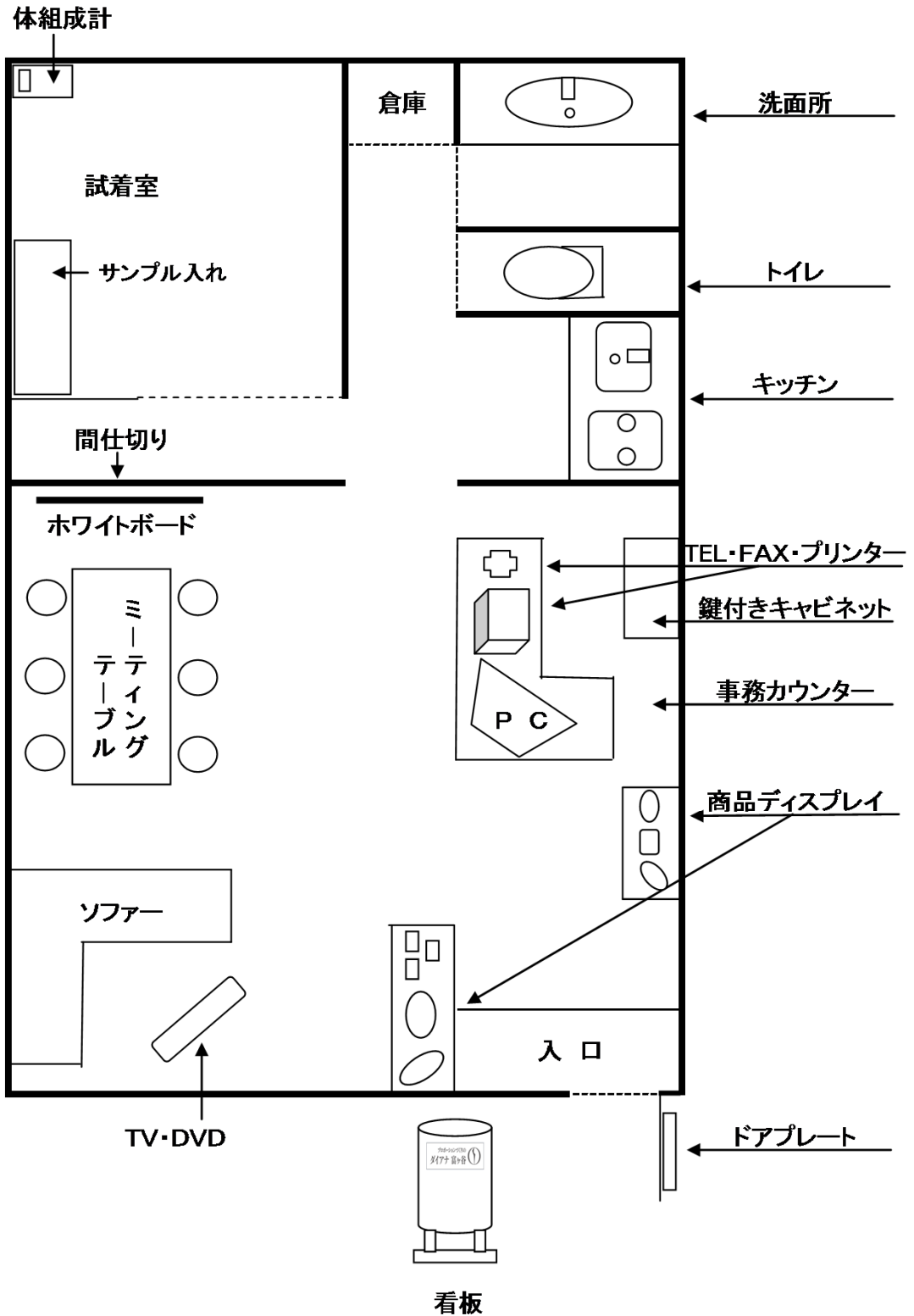
- ・ 損害が発生した場合は、一方は他方(違反者)に対し賠償請求することができる。

## 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

- ・ ダイアナでは、サロンと本部は共存共栄という意識を持って活動をしており、そのためサロンの福利厚生の一環として『フランチャイズ総合保険補償制度』を導入しております。事故、災害による補償が整備されております。
- ・ 事業活動上の損失に対する補償は一切行っておりません。加盟店は加盟契約にあたり、自ら検討した結果、出店を決断したものであり、本部による売上、利益についてなんら約束または保証がなされないことをご理解ください。

【標準店仕様】

(例) 15坪標準店





後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
ダイアナへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 株式会社 ダイアナとフランチャイズシステムについて				
1. 我が社の経営理念とダイアナビジネス基本理念	5			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・主要取引銀行・従業員	6			
3. 会社組織図	7			
4. 役員一覧	8			
5. 直近3事業年度の賃借対照表および損益計算書	8			
6. 売上・店舗推移(直近3事業年度加盟店数の推移)	9			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9			
8. 訴訟件数	9			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等	10			
2. 売上・収益予測についての説明	10			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いいただく時期 ④ お支払いいただく方法	10			
4. オープンアカウント・売上金等の送金	11			
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	11			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売またはあっせんする商品の種類 ② 配送日・時間・回数に関する事項 ③ 発注方法 ④ 売買代金の決済方法 ⑤ 返品 ⑥ 在庫管理等 ⑦ 販売方法 ⑧ 商品の販売価格について ⑨ 許認可を要する商品の販売について	11			
7. 経営の指導に関する事項	12			
8. 使用される商標・商号・その他の表示に関する事項	12			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新条件および手続き ③ 契約解除の要件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算出方法等	13			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 金銭の額または算定方法	13			

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	13			
12. テリトリー権の有無	14			
13. 競業禁止義務の有無	14			
14. 守秘義務の有無	14			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	14			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	14			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	14			
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明 確認書	16~17			

年 月 日

説明者

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、  
加盟希望者\_\_\_\_\_の理解をいただきました。

説明者\_\_\_\_\_印

加盟希望者

私\_\_\_\_\_は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について  
説明者\_\_\_\_\_より説明を受け、理解しました。

加盟希望者\_\_\_\_\_印